

東北大学大学院情報科学研究科 同窓会会則

制定 平成10年 3月19日
改正 平成16年10月29日
改正 平成27年10月30日

第1章 総 則

第1条 本会は、東北大学大学院情報科学研究科同窓会と称する。

第2条 本会は、会員の連絡と会員相互の親睦を図り、併せて東北大学大学院情報科学研究科（以下「情報科学研究科」という。）との連絡を密にすることを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿、ニュース等の発行
- (2) 講演会、懇話会等の開催
- (3) 会員相互の共励の事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会に必要と認めたときは、支部を設けることができる。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は、次の資格を有する者とする。

- (1) 情報科学研究科博士課程前期2年の課程を修了した者及び在学した者
- (2) 情報科学研究科博士課程後期3年の課程を修了した者及び在学した者
- (3) 研究員又は研究生等で研究のため情報科学研究科に在籍又は在学した者
- (4) 情報科学研究科教員、旧教員及び旧教官
- (5) その他役員会において認めた者

第3章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 幹事長 1名
- 幹事 若干名
- 顧問 若干名

第7条 会長は研究科長をもってあてる。

2 副会長、幹事長、幹事、顧問は、会員の中から役員会で選出し、総会で承認する。

3 副会長、幹事長、幹事、顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事長は幹事を代表し、幹事とともに、役員会及び総会に属する事項を処理し、会員の代表として本会の運営に当たる。

4 顧問は会務執行に関して、会長その他の役員の求めに応じ必要な助言を行う。

第4章 会議及び事務局

第9条 総会は、原則として、毎年1回開催し次の事項を審議する。

(1) 本会の事業に関する事項

(2) 役員の選出

(3) その他本会の運営に関する重要事項

2 役員会において必要と認めたときは、臨時の総会を開くことができる。

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事をもって構成し、会務の執行に関する必要事項を審議決定する。

第11条 本会の事務局を情報科学研究所内に置く。

2 本会の事務局は、情報科学研究所教務係に置く。

3 事務局に事務担当者を置き、本会の事務の処理及び事業の実施に当たらしめる。

第5章 経 費

第12条 本会の経費は、当分の間寄付金等をもって充てる。

附則

この会則は、平成10年 3月19日から施行する。

附則

この会則は、平成14年 7月19日から施行する。

附則

この会則は、平成16年10月29日から施行する。

附則

この会則は、平成27年10月30日から施行する。